

「交野市犯罪被害者等の支援に関する条例（素案）」に対するパブリックコメント結果概要

意見等 2件

第1条関係

意見等の概要	意見に対する考え方・対応
小学校高学年で1回、中学生で1回、いのちのおはなし（包括的性教育）を実施してください。性教育はいのちと自分を大切にすることを学ぶこと。いのちの誕生、生理、射精、セックス、妊娠、など アダルトコンテンツを手に入れやすい時代だからこそ先に正しい知識を得て行動できるように。自分を守ること、大切にすることができて初めて他人を守り大切にできます。繰り返し性教育を行うことで性犯罪の抑止力にもなるはず。海外では幼い頃から性教育を受けることで初体験年齢を引き上げられたというデータもあります。無知による望まない妊娠を避けるためにも、他人を思いやる行動をとるためにも。公教育でどの子どもでも性教育を学べるようにしてください。他市でも行われた「いのちのおはなし」、ぜひ交野市全域の小中学校で開催してください。一度だけでなく小学生、中学校、繰り返し伝える事も大切です。	いただいたご意見については関係課に共有いたします。

第6条関係

意見等の概要	意見に対する考え方・対応
被害者が泣き寝入りしないように可及的速やかに対策がおこなわれるよう大阪府に設置されていた性暴力救済センターSACHICOのような制度仕組みを作ってください	関係機関と連携し、犯罪被害者等を支援してまいります。